

相続税・贈与税の改正と対策

主催 岡崎商工会議所 中小企業相談所

平成 27 年 1 月 1 日より改正相続税法及び改正贈与税が施行されます。これにより相続税の基礎控除額が大幅に縮小されるため、今まで相続税が非課税ゾーンにあった人も相続税が課税されるケースが予想されます。一方、贈与税は 20 歳以上の子や孫への贈与については税率が緩和されるなど、特例等の範囲が広がり活用しやすくなりました。

事業経営は相続税対策により、その影響が大きいので、改正点を理解しあらかじめその対策を検討しておく必要があります。この機会にぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

【 開 催 要 項 】

1. 日 時 平成 26 年 10 月 27 日（月） 午後 1 時 30 分～3 時
2. 会 場 岡崎商工会議所 501 会議室（5 階）
3. 講 師 税理士 大島 俊明 氏
4. 内 容



- | | |
|-----------|--|
| 1. 相続税 | ①相続税の仕組み
②改正点：基礎控除・税率構造・税額控除 |
| 2. 贈与税 | ①贈与税の仕組み
②改正点：暦年課税の税率構造・相続時精算課税の適用要件 |
| 3. 事業承継税制 | ①事業承継税制の仕組み
②改正点：非上場株式等についての相続税、贈与税の納税猶予及び免除特例の適用要件の緩和や手続きの簡素化 など |

5. 受講料 無料（但し、事前のお申し込みが必要です。）
6. 申込先 羽田野民世・和田紫野 TEL:53-6500 FAX53-0101

お申込み：0564-53-0101 岡崎商工会議所 羽田野 行

「相続税・贈与税の改正と対策」受講申込書

受講者名・ふりがな		職名		受講者名・ふりがな		職名	
事業所名		業種		従業員数			
連絡担当者名		TEL		FAX			
受講目的期待すること							

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。また、講師には参加者名簿として配付します。